

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(2023 年 4 月～2024 年 3 月) の修正について

令和 7 年 5 月 1 2 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局

(趣旨)

2024 年 6 月 26 日第 521 回委員会で報告した「資料 3 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (2023 年 4 月～2024 年 3 月) について」の資料において、苦情の申し出の件数について誤りが見つかったため、修正することとしたい。

1. 経緯及び背景

本日【資料 6】～【資料 6－2】で付議した「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況」(以下、「年次報告」という。)の作成過程において、第 521 回委員会 (2024 年 6 月 26 日開催) にて報告を行った 2023 年度の年次報告における苦情の申出の件数の報告に誤りがあることが発覚した。

2. 対応案

以下の正誤表の通り、2023 年度の年次報告「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (2023 年 4 月～2024 年 3 月)」を修正することとしたい。

誤	正
6. 3. 紛争処理 【本項目の概要】 ・ あっせんの申請は 1 件であったが、不実行となった。<u>仲裁の申請、苦情の申出はなかった。</u> (1) あっせん及び仲裁 (…略…)	6. 3. 紛争処理 【本項目の概要】 ・ あっせんの申請は 1 件であったが、不実行となった。 ・ <u>仲裁の申請はなかった。</u> ・ <u>2 件の苦情の申出があり、処理を行った。</u> (1) あっせん及び仲裁 (…略…) (2) <u>苦情への対応</u> <u>電気事業法、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、電気、ガス及び熱供給の取引に係る苦情の申出を受け付け、それを処理することとされている。</u> <u>令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の期間において、委員会が受け付け処理した苦情の件数は 2 件であった。</u>